

旧香川県立体育館記録保存に係る模型製作・模型修復委託業務仕様書

令和8年7月3日
香川県教育委員会事務局
生涯学習・文化財課

－ 目 次 －

1	総則	－ 3 －
2	業務概要	－ 3 －
	(1) 業務名	－ 3 －
	(2) 対象概要	－ 3 －
	(3) 期間	－ 3 －
	(4) 業務内容	－ 3 －
3	工程表等の提出	－ 3 －
4	作業中の留意事項	－ 3 －
5	貸与資料	－ 4 －
6	計画準備・資料収集	－ 4 －
7	新規石膏模型の製作	－ 4 －
	(1) 参考資料	－ 4 －
	(2) 製作模型の素材	－ 4 －
	(3) 製作する模型の縮尺	－ 5 －
	(4) 模型表現	－ 5 －
	(5) 展示ケース	－ 5 －
8	既存木製模型の修復	－ 6 －
	(1) 参考資料	－ 6 －
	(2) 修復模型の素材	－ 6 －
	(3) 既存模型の預け入れ	－ 6 －
9	成果品	－ 6 －
10	納品場所	－ 7 －
11	納品期限	－ 7 －
12	著作権等	－ 7 －
13	その他	－ 7 －

旧香川県立体育館記録保存に係る模型製作・模型修復委託業務 仕 様 書

1 総則

本仕様書は、香川県（以下「発注者」という）が委託する旧香川県立体育館記録保存に係る模型製作・模型修復委託業務（以下「本業務」という）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 業 務 名 旧香川県立体育館記録保存に係る模型製作・模型修復委託業務

(2) 対象概要

①建物名称 旧香川県立体育館

②所 在 地 香川県高松市福岡町二丁目 18 番 26 号

(3) 期 間 契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日

(4) 業務内容

新規石膏模型の製作	1 式
既存木製模型の修復	1 式
新規石膏模型の製作計画書の作成	1 式
既存木製模型の修復計画書の作成	1 式
新規石膏模型の解説書の作成	1 式
既存木製模型の解説書の作成	1 式
既存木製模型の発送	1 式
新規模型・既存模型の発送	1 式
打合せ協議	1 業務

3 工程表等の提出

本業務を実施するに当たり、以下の書類を提出することを原則とする。

(1) 新規石膏模型の製作計画書の作成

(2) 既存木製模型の修復計画書の作成

(3) 作業工程表

4 作業中の留意事項

本業務を受託した者（以下「受注者」という）は、本業務を行う上で、以下の点に留意しなければならない。

(1) 受注者は、安全対策を十分に行い、作業中の事故が無いように作業を行わなければ

ならない。

- (2) 業務中に生じた諸事故及び第三者に与えた損害に対しては、受注者がその責任を負い一切の処置をするものとする。
- (3) 受注者は、作業中に知り得た機密事項について、他にもらしてはならない。また、作業中に生じる全ての成果を許可なくほかに公表・貸与してはならない。
- (4) 受注者は、業務遂行中、発注者に対して作業の進行状況を報告しなければならない。
- (5) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者と十分な連絡を保たなければならない。

5 貸与資料

発注者は、本業務に必要な資料及びデータ等の参考資料を受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料の破損、紛失、盗難等ないように、また、職務上知り得た事についての守秘等、その取り扱いには十分注意の上、厳重に管理するものとする。なお、本業務の作業完了後、速やかに発注者に返却するものとする。

6 計画準備・資料収集

作業の円滑な遂行のため、既存資料を収集・整理し、製作方法、使用する機器、要員、日程等について適切な製作・修復計画を立案するものとし、受注者は発注者に第3条で定める書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。

7 新規石膏模型の製作

(1) 参考資料

新規石膏模型を製作するにあたり、以下の資料を参考に製作をすすめることとする。

- ①意匠図（原図スキャンデータ）
- ②構造図（原図スキャンデータ）
- ③外構改修図（青図スキャンデータ）
- ④3Dモデル（測量データ）
- ⑤建築写真（撮影データ）
- ⑥図面照合資料（香川県建築士会委託業務：令和7年度中間報告書）

①～⑥までの参考資料を用い、第3条でも提出を求める新規石膏模型の製作計画書並びに作業工程表を作成し、発注者の承認後、製作することとする。

(2) 製作模型の素材

新規に製作する模型の素材は、長期保存に耐えうる素材として、石膏を用いることとする。製作にあたっては、長期間良好に保存・管理できるよう、使用する素材は厳選することとする。模型造形上、長期保存に疑義が生じた場合には発注者と協議の上、長期保存に

適した対応を講じることとする。

(3) 製作する模型の縮尺

新規製作する石膏模型（全体模型）は、縮尺を1／200とする。

(4) 模型表現

【範囲】

①模型範囲は、旧香川県立体育館の敷地及び周辺道路、隣接地の区画（周辺建物は除く）を含めること（木製模型で表現されている範囲に倣うこと）。

【外構】

- ①敷地境界石組に関しては、3Dモデルデータ並びに建築写真をもとに忠実に再現すること。
- ②敷地西側の外構床面の洗い出し玉石仕上げについても、再現を試みること。
- ③南・北の貯水池に設置されている石庭を、3Dモデルデータをもとに忠実に再現すること。
- ④外構植栽については、表現方法を協議、確認の上、最小限に留める。

【建物外観】

- ①吊り屋根を支える縁梁の目地割表現、通気口等を忠実に再現すること。
- ②吊り屋根ケーブルに掛けられた床版の割り付けや天窓等の造形を忠実に再現すること。
- ③東西片持ち梁下部の格子梁の造形を忠実に再現すること。
- ④鋼製建具の割り付けを再現すること。
- ⑤扉等の建具が付かない敷地東側の駐輪場等の建物の内部空間表現を工夫すること。

【建物内観】

- ①西側1階ホワイエ空間の建築表現を忠実に再現すること。

(5) 展示ケース

- ①模型を長期間保管できるように、模型台座、模型を覆うケースを製作すること。
- ②既存木製模型に設けられているように方位、建物名称看板等を本体模型とは切り離して製作すること。
- ③模型台座、模型を覆うケースは既存木製模型に倣った寸法とすること。
- ④既存木製模型と同様の製作会社のプレートを台座に設置すること。
- ⑤貸出等に対応できるように模型と台座を十分に固定すること。

8 既存木製模型の修復

(1) 参考資料

既存木製模型を修復するにあたり、以下の資料を参考に製作をすすめることとする。

- ①意匠図（原図スキャンデータ）
- ②構造図（原図スキャンデータ）
- ③建築写真（建設時、竣工時の撮影データ）

①～③までの参考資料を用い、第3条でも提出を求める既存木製模型の修復計画書並びに作業工程表を作成し、発注者の承認後、製作することとする。

(2) 修復模型の素材

修復に用いる素材は、長期保存に耐えうる素材として、既存の模型の素材感との統一を図ること。可能な限り既存模型の木目等と合わせ、修復部に違和感が生じないように工夫すること。古色や彩色等については発注者の現物確認の上、実施の可否の判断を受けることとする。

既存模型の汚損箇所についても、クリーニングを実施し、汚損部の美観を高めること。

なお、薬剤等を用いたクリーニングを実施する場合には、実績のある薬剤を用いた上で、美観に影響が生じない箇所に変色、劣化等の影響が軽微であることが確認できたのち、実施すること。

(3) 既存模型の預け入れ

- ①既存模型の修復のために自社の工房等への運搬については、受託者が対応すること。
- ②運搬にあたっては、破損等が生じないよう十分な養生を行うこと。

9 成果品

本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-----|
| ①新規石膏模型（ケース等を含む） | 1 個 |
| ②既存木製模型 | 1 個 |
| ③新規石膏模型の製作計画書の作成 | 1 式 |
| ④既存木製模型の修復計画書の作成 | 1 式 |
| ⑤新規石膏模型の解説書の作成 | 1 式 |
| ⑥既存木製模型の解説書の作成 | 1 式 |
| ⑦打合せ協議簿 | 1 式 |

10 納品場所

成果物は業務期間内に以下に記載する場所へ納品すること。

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

香川県教育委員会事務局 生涯学習・文化財課 文化財グループ

11 納品期限

令和9年3月31日までとする。

12 著作権等

納品された成果物の著作権（(著作権法第27条・第28条)に規定する権利を含む）は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可無く成果物を他に公表、貸与、使用してはならない。また、成果物は発注者が主催もしくは認めた展覧会等や各種情報提供媒体等に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。受注者は成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作人格権を行使しないものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に定めない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。また、受注者は旧香川県立体育館に関連する業務（映像制作・解体工事等）の受注者との工程及び業務内容についての調整が必要な場合は協議を行うものとする。
- (2) 災害やその他の状況変化により業務期間に変更が生じた場合、発注者と受注者で協議の上、調整し決定するものとする。
- (3) 本業務が終了した後であっても、成果品に不備が認められた場合には、速やかに訂正するものとする。
- (4) 業務中に生じた諸事故及び第三者に与えた損害に対しては、受注者がその責任を負い一切の処置をするものとする。
- (5) 受注者は、作業中に知り得た機密事項について、他にもらしてはならない。また、作業中に生じる全ての成果を許可なくほかに公表・貸与してはならない。